

平成19年度 第1回 石狩市情報公開・個人情報保護審査会議事録

日 時 平成19年6月5日（火）午後6時00分

場 所 市役所3階 庁議室

出席者

〔委員〕 向田直範会長、矢吹徹雄副会長、酒井哲夫委員、村上岑子委員

〔事務局〕 吉田総務部長、椿原総務部参事（文書・統計担当）、同担当主査 日向、西澤、

〔説明員〕 吉岡行政管理課長、寺内主査、森本主査、鎌田保健福祉部長、村谷福祉生活課主査、教育委員会阿部学校教育課長、安崎主査、岡林市民課長、湯口主査、高野国民健康保険課長、澤田介護保険課長、小西地域包括支援センター長、受川市民部長、新井納税課長、佐々木参事、米原主査、三国こども室長、秋村こども家庭課長、吉田福祉総務課長、菅原主査、酒井主査

傍聴者 1名

議 題 【諮問1】「石狩市職員の懲戒処分等の公表に関する基準」の制定について（行政管理課）

【諮問2】消防行政等住民サービスを目的とする個人情報提供内容の追加について（福祉生活課）

【諮問3】「災害共済給付オンライン請求（オンライン結合）」による独立行政法人スポーツ振興センターへの情報提供について（教育委員会学校教育課）

【諮問4】「後期高齢者医療制度」創設による北海道後期高齢者医療広域連合とのオンライン結合について（市民課）

【諮問5】石狩市特定滞納者に対する特別措置に関する条例の施行に伴う個人情報の収集及び利用について地域と不在地主等との仲介事務に伴う税務課資料の目的外利用について（納税課）

配付資料

①会議次第

②諮問書～【諮問1】【諮問2】【諮問3】【諮問4】【諮問5】の（写）と各諮問の資料

③平成18年度情報公開・個人情報保護制度実施状況報告書

○ 開会

【椿原参事】みなさま、一日のお仕事でお疲れのところご苦勞様です。開会の時間となりましたので、ただいまより平成19年度第1回石狩市情報公開・個人情報保護審査会を開会いたします。はじめに、向田会長よりご挨拶申し上げます。

【向田会長】みなさん、今晚は。昼の仕事が終わってすぐという事で誠に申し訳ございません。まだ明るいですが、もう6時ですから効率良く進めていきたいのでよろしくご協力願います。本日の予定等について事務局の方からご説明願います。

【椿原参事】本日は、総務部行政管理課所管の「石狩市職員の懲戒処分等の公表に関する

基準」の制定について、保健福祉部福祉生活課所管の消防行政等住民サービスを目的とする個人情報提供内容の追加について、教育委員会学校教育課所管の「災害共済給付オンライン請求（オンライン結合）」による独立行政法人スポーツ振興センターへの情報提供について、市民部市民課所管の「後期高齢者医療制度」創設による北海道後期高齢者医療広域連合とのオンライン結合について、また、市民部納税課所管の石狩市特定滞納者に対する特別措置に関する条例の施行に伴う個人情報の収集及び利用について、諮問案件５件の、ご審議をいただきます。また、報告事項としまして、平成１８年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況につきましてご説明いたします。以上、よろしくお願いいたします。

【向田会長】 それでは、諮問を受けたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

【吉田総務部長】 市長、副市長、教育長が所用のため不在ですので、代理として諮問書をお渡しいたします。（諮問書の朗読）

石行管第 ２３ 号
平成 １ ９ 年 ６ 月 ５ 日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 向 田 直 範 様

石狩市長 田 岡 克 介

「石狩市職員の懲戒処分等の公表に関する基準」の制定
について（諮問）

市職員が懲戒処分等を受けた場合の公表の基準を別紙のとおり制定したいと考えていることから、石狩市個人情報保護条例第 １ ０ 条第 ５ 号の規定により貴審査会に諮問します。

石福生第 ２ ５ ３ 号
平成 １ ９ 年 ６ 月 ５ 日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 向 田 直 範 様

石狩市長 田 岡 克 介

消防行政等住民サービスを目的とする個人情報提供内容
の追加について（諮問）

市内に居住する ７ ０ 歳以上高齢者世帯の情報については、すでに石狩市個人情報保護条例第 １ ０ 条第 ５ 号の規定に基づく「石狩市情報公開・個人情報保護審査会」における審議・答申により、消防行政等住民サービスの向上を図る目的の協定に従い、石狩北部地区消防組合へ毎年提供することとしておりましたが、昨今の全国的な高齢社会の進展と共に、本市における一人暮らし高齢者世帯も増加する傾向が顕著となり、また、消防法の改正に伴い、全ての住宅に「住宅火災警報器」の設置が義務化されたことなど、一人暮らし高齢者宅への火災予防指導の強化や安否の確認等を実施する必要性が高まったことから、今回、

改めて一人暮らし高齢者世帯の情報提供について、第10条第5号の規定に基づき追加諮問いたします。

石教学第 187 号

平成19年6月5日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範 様

教育長 四 宮 克

「災害共済給付オンライン請求システム（オンライン結合）」による独立
行政法人日本スポーツ振興センターへの情報提供について（諮問）

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「センター」という。）の災害給付制度は、学校管理下における児童生徒等の災害に際し、医療費、障害・死亡見舞金の給付を目的とした公的な共済給付制度であり、全国の義務教育諸学校をはじめ、幼稚園・保育所・高等学校にわたるまで、幅広く利用されています。

災害共済給付オンラインシステムの構築は、独立行政法人通則法第29条に基づき文部科学大臣が定めた「中期目標」の中に業務運営の効率化のひとつとして盛り込まれたことを受け、センターが災害給付に係る請求事務の省力化及び給付事務の効率化を図るため、平成17年4月に導入しました。

このオンラインシステムは、これまでの紙ベースによる書類の作成・提出・審査の一連の事務をシステム化し、入力画面に従って入力し自動作成できるようにしたものです。このシステムの安全性については、システム稼動後2年を経過し、その運営に問題が発生していないことや入力データの暗号化など個人情報保護の対策が十分に講じられていることが確認できています。

当市においても、オンラインシステムを利用した事務を行うことは、設置者・学校等の作業の簡略化やセンターからの送金事務の迅速化を図ることができ、ひいては加入者である児童生徒の保護者への利益にもつながると考え、センターへ下記の医療費データ等の情報の提供について、石狩市個人情報保護条例第11条第2項の規定により諮問いたします。

石市民第153号

平成19年6月5日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会長 向 田 直 範 様

石狩市長 田 岡 克 介

「後期高齢者医療制度」創設による北海道後期高齢者医療広域連合との
オンライン結合について（諮問）

平成18年6月21日に公布された「健康保険法等の一部を改正する法律」により、「老

人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に全面的に改正され、平成20年4月1日から従来の医療制度から独立した、運営主体を全市町村が加入する広域連合とする「後期高齢者医療制度」が実施されることになり、北海道では平成19年3月1日に「北海道後期高齢者医療広域連合」が設立され、現在、制度の実施に向けた準備がなされているところであります。

この後期高齢者医療制度では、広域連合が被保険者の資格認定、資格管理、保険料の賦課、医療の給付等の制度の運営全般を行い、市町村は、保険料の徴収、各種届出・申請の受付等の窓口業務を主に行うことになりました。これにより後期高齢者医療制度の適正な運営を図るため、高齢者に関する住民基本台帳情報や所得課税情報等に関連する個人情報について、当市と広域連合とのシステムネットワークを通じた情報の受け渡しが必要となります。

つきましては、実施機関内における個人情報の利用及び提供の制限について、石狩市個人情報保護条例第10条第5号及び第11条第2項の規定により諮問いたします。

石納税第 105 号

平成19年6月5日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会長 向 田 直 範 様

石狩市長 田 岡 克 介

石狩市特定滞納者に対する特別措置に関する条例の施行

に伴う個人情報の収集及び利用について （諮 問）

市では、危機的な財政状況からの脱却を目指し、平成19年度から平成23年度の5ヵ年を期間とする「石狩市財政再建計画」を策定し、聖域を設けず事務事業の見直しを行い、財政の再建に取り組むこととしております。

そのなかでも、歳入の柱である市税の徴収強化は喫緊の課題となっております。市税の滞納については、滞納者も同じ行政サービスを楽しむことによる不公平感が生じていることから、市税の納付について著しく誠実性を欠く者に対し、納税を促進することを目的に、行政サービスの利用の制限を行うため、石狩市特定滞納者に対する特別措置に関する条例を制定し、平成19年7月1日から施行することとしております。

特定滞納者の認定と行政サービスの利用の制限の決定にあたり、事務の負担の軽減のため、個人情報の収集及び利用することについて、個人情報保護条例第8条第3項7号の規定により貴審査会に諮問します。

【向田会長】 それでは、事務局の方からこの諮問内容、資料等についてご説明願います。

【椿原参事】 それでは、事前に資料を送付し、検討をお願いしております資料の確認をいたします。

会議次第、「石狩市職員の懲戒処分等の公表に関する基準の制定について」の諮問書の写しと資料、「消防行政等住民サービスを目的とする個人情報提供内容の追加について」の諮問書の写しと資料、「災害共済給付オンライン請求システム（オンライン結合）による独立行政法人日本スポーツセンターへの情報提供について」の諮問書の写しと資料、「後期高齢者医療制度創設による北海道後期高齢者医療広域連合とのオンライン結合について」の諮問書の写しと資料、「石狩市特定滞納者に対する特別措置に関する条例の施行に伴う個人情報の収集及び利用について」の諮問書の写しと資料、平成18年度における情報公開・個人情報保護制度の実施状況について。また、今日の追加資料として、諮問5の資料の18ページの次に（施行規則第4条の部分）1ページ追加・（先進地のサービス制限情報）両面コピー1枚以上の書類です。

諮問内容及び資料説明に入る前に、本日の審議の順番について私からご説明いたします。はじめに、「石狩市職員の懲戒処分等の公表に関する基準の制定について」は、総務部行政管理課よりご説明いたします。つぎに、「消防行政等住民サービスを目的とする個人情報提供内容の追加について」は、保健福祉部福祉生活課よりご説明いたします。つぎに、「災害共済給付オンライン請求システム（オンライン結合）による独立行政法人日本スポーツセンターへの情報提供について」は、教育委員会学校教育課よりご説明いたします。

その後5分程度の休憩を頂きます。

つぎに、「後期高齢者医療制度創設による北海道後期高齢者医療広域連合とのオンライン結合について」は、市民部市民課よりご説明いたします。つぎに、「石狩市特定滞納者に対する特別措置に関する条例の施行に伴う個人情報の収集及び利用について」は、納税課よりご説明いたします。

報告事項の平成18年度情報公開・個人情報保護制度実施状況については、わたしからご説明いたします。

【向田会長】総務部長より一言ご挨拶があります。

【吉田総務部長】皆様、ご苦勞様です。本審査会を所管する長として、一言ご挨拶をいたします。

本日の審査会ではありますが、先ほど担当参事から説明がありましたとおり、諮問件数が5本と非常に多いにもかかわらず、開催時間調整の関係から午後6時スタートとなっております。委員の皆様におかれましては、大変お疲れのこととは存じますが、ご審議の程よろしく願いいたします。

ご審議いただく前に、諮問の5番目、「石狩市特定滞納者に対する特別措置に関する条例」の施行に伴う個人情報の収集及び利用について、の諮問にいたる経緯についてご説明させていただきます。本諮問案件にかかる条例につきましては、平成17年から市税等収納対策本部において議論がなされておまして、平成19年3月30日に条例制定、平成19年7月1日から施行を予定しているものであります。条例制定の準備過程では、

当初、納税課における収納状況の個人情報利用は、あくまでも利用目的を本人へ説明した上で「本人同意」を得てからおこなう。という方針でありましたが、実運用を検討していく過程において、件数的な問題もあり、現実的にはすべて「本人同意」を得て事務を進めることが困難との結論に達し、「本人同意」なしに事務をすることとして条例を制定いたしました。本来でありましたら、本条例制定の前段階において、本審査会へ諮問をすべきであったと認識をしているところであり、事務手続きに不適切さがあったと認識をしているところでもあります。この場をお借りしてお詫び申し上げます。

尚、本日のご議論につきましては、実際の運用面に着目をしていただき、ご審議を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【向田会長】 それでは、事務局より1つ目の諮問内容を説明して下さい。

【吉岡課長】 行政管理課長の吉岡です。よろしくお願いします。

私から「石狩市職員の懲戒処分等の公表に関する基準」の制定についてご説明申し上げます。この基準につきましては、石狩市長が地方公務員法第29条に基づき懲戒処分等を行った場合にこの基準の概要について公表しようとするものでございます。2の公表の対象となる処分としまして、地方公務員法に基づく懲戒処分（免職、停職、減給、戒告）、第2号として、刑事事件に関し起訴された場合の地方公務員法に基づく休職処分とされた場合でございます。第3号としまして、前2号に掲げる処分以外で社会的影響等を勘案して公表する必要がある処分でございます。3の公表する内容として、被処分者の氏名の公表の部分ですが（刑事事件に係る懲戒免職の処分に限る。）、役職、年齢、内容、理由、処分年月日、その他関連事項といたしまして（懲戒処分を受けた職員の管理監督責任の処分等）となっております。4の公表時期及び公表方法は、懲戒処分等を行った後、速やかに行うものとし、公表方法は、報道機関への資料の提供その他適宜の方法により行うものとする。

5の公表の例外としまして、被害者等のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合には、3に規定する公表の内容の全部又は一部を公表しないことができるとしています。

次に、平成15年6月の審査会の諮問、石狩市職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例、石狩市職員の分限の手続き及び効果に関する条例、千葉県の職員の懲戒処分等に関する公表基準、総務省の懲戒処分の公表を参考資料として添付しております。

【向田会長】 ありがとうございます。どうぞご自由に意見等があれば。

3の被処分者の氏名（1）の刑事事件に係る処分に限る、ということですか。

【吉岡課長】 刑事事件の処分になった部分だけで、一般の免職の場合、社会的制裁を受けているので、刑事事件に係る分だけ氏名を公表しようと考えています。

【向田会長】 2の（2）刑事事件に関し起訴された場合の地方公務員法に基づく休職処分の場合、氏名の公表は無いということですか。

【吉岡課長】 はい。

【村上委員】資料で昭和27年の条例がついているが、今現在も生きているんですね。そして、新たに今回、懲戒処分の公表に関する基準を明確にするということですね。

【吉岡課長】今までは、処分について報道等に対する公表基準はなかったのですが、今後はこの基準にもとづいて報道機関等へ公表しようとするものです。

【村上委員】初めての公表基準となる訳ですか。

【吉岡課長】はい。

【村上委員】今まで公表というのは、公表基準に基づいてではなく、その時々でその時々での整理だったのですね。

【吉岡課長】処分の内容・件数については、2年前から広報等において報告しております。

【矢吹副会長】いわば統計資料みたいなものですね。

【村上委員】5について、公表の例外の部分がすごく気になりました。被害者のプライバシー等の権利と利益を侵害するおそれ、殆ど公表できない実態が多いのではないですか。

【吉岡課長】被害者の方から、公表を望まない場合は公表しないという例外規定です。

【向田会長】ハレンチ罪等で、公表することで被害者が特定してしまう。ということですね。

【吉岡課長】はい。

【矢吹副会長】3の公表する内容の(1)の被処分者の氏名の()内はいらないのではないかと思います。刑事事件に係る刑事処罰を受けた場合に限るのかどうかという問題も有るかと思うが、結局基本的に、懲戒処分をなぜ公表するのか、なぜ公表する必要があるのかと考えれば、最終的に公務員を選任する権利は国民(石狩市民)にあるという前提にたてば、まさに、選任、免職、停職等の処分に関しても最終的に石狩市民に権限があると考えれば、このように限定する必要性はない。資料の最後にある総務省の資料ですが、実はここに書かれている事の方が重要、仮にこの局長がスピード違反等で刑事訴追を受けた、私的な旅行の際であったが刑事事件に係るので名前を公表する。そういう事よりも実は、利害関係者から飲食の提供を受けている事の方が市民にとって重要なことで、これは刑事事件に問えないケース。このようなことで名前が出てこないというのは、公表目的としては不適當ではないかということで、これは、カッコを外してもらっていいのではないですか。

【村上委員】総務省の本所・局長となっていて、名前が出るのですか。

【矢吹副会長】名前は出ないです。

【村上委員】()の部分がなければ、戒告でも名前が出るということになりますか。

【矢吹副会長】そういうことになるでしょうね。社会的影響の大きな事件については、所属・氏名も公表する。基本的に公務員の公務に係る行為によって処分される場合は、氏名も公表すべき、私的な行為によって処分される場合は氏名を公表しない。割切りとしては、公務に関しているかどうかだろうと思います。

【向田会長】刑事事件でなくとも公務に関して懲戒処分を受けた場合などでも可能性があ

りますか。

【吉岡課長】社会的影響の大きいということで公表する形では、刑事事件に限るを削除しても良いのではないかと考えています。

【矢吹副会長】免職の場合、停職の場合などランクを上にあげておけばいいんじゃないですか。それであれば、刑事事件に限る部分を削除して、社会的影響の大きい場合等にしたらどうですか。

【村上委員】基準を作ったら、実際の運用なりを作るのですか。

【森本主査】無理だと思います。最終的には、内部組織の賞罰委員会に諮り、どこまで公表していくか決める事になると思います。

【向田会長】それではよろしいですか。審査会からのお願いは、3公表する内容（1）被処分者の氏名（刑事事件に係る懲戒免職の処分に限る）の（ ）の部分で社会的影響の大きな事件というように直した方が良いのではと、当案件では決めたいとおもいます。それではどうもご苦労様でした。引続き事務局から二つ目の諮問、消防行政等住民サービスを目的とする個人情報提供内容の追加についての内容と資料について説明願います。

【村谷主査】福祉生活課高齢者福祉担当主査の村谷と申します。それでは、私から内容について説明いたします。

本市の高齢者の状況につきましては、本年4月1日現在で、1万2千人を超え、高齢化率は19.8%となっており、年々上昇しています。一方、家族や世帯構成も大きく変化し、年々、一人暮らしの高齢者世帯や高齢者夫婦世帯などが増加する傾向が顕著に表れています。このような中、市では、高齢者を火災等の災害から守るために、普段からの防火意識の高揚を図るなど、消防行政に係る住民サービスとして、石狩北部地区消防組合が実施する訪問指導の対象者として、毎年70歳以上の高齢者の情報を提供しているところであります。

この情報提供については、すでに本審査会において審議・答申を頂いておりますが、今回の消防法の改正に伴い、全ての住宅に「住宅火災警報器」の設置が義務化され、特に一人暮らし高齢者宅への火災予防指導強化の必要性が高まったことや一人暮らしに対する本人の不安を解消するなどの安否確認を含め、消防職員による訪問指導を実施するために、改めて一人暮らし高齢者世帯の情報提供について、石狩市個人情報保護条例第10条第5号の規定に基づき審議をお願いするものであります。

審議をお願いする個人情報としては、70歳以上の一人世帯（独居）の名前と住所及び生年月日・性別となっておりますので、ご審議を賜りますようお願いいたします。

【向田会長】ありがとうございました。今の説明でお解りと思いますので、どうぞご自由に議論をして頂きたい。

【矢吹副会長】今、提供している情報は何かですか。

【村谷主査】70歳以上の世帯のみの提供です。

【矢吹副会長】70歳以上の世帯については、現在提供している情報、一人世帯かどうか

は提供していない、住所・性別・生年月日は提供、②が提供に加わるということですね。

【村谷主査】独居世帯だけを追加させて頂きたい。

【村上委員】この件に関して、前にも尋ねたことが有りますが、ご本人には情報提供について通知等はしないものなのですか。

【向田会長】本人が情報を提供してくれればいいんですが、全部が全部でないということです。

【村上委員】個人が全然教えてほしくないと思っている人がいたとしても、消防には伝えるということですね。

【酒井委員】災害の観点からでしょう。消防が訪問して、会ってもらえない、話をしてもらえない等して帰されても、状況を見にいかねばならない。

【鎌田課長】消防の職員が訪問してもお会いできないという方がいると聞いています。災害防止の形の中では、粘り強く対応していく。

【矢吹副会長】村上委員の言っているのは、（市から消防へ）提供する前に、（本人に対して）消防に提供してよろしいかという確認をしてから提供すべきでないかということですね。

【村上委員】消防に提供した情報を消防での管理はどうなっているのですか。

【村谷委員】フロッピー渡しで、協定書の中で個人情報についても厳しくうたっております。外部には流れることのないよう指導をしております。

【矢吹副会長】対象者はどのくらいになりますか。

【鎌田課長】住民記録上、1200から1300位の一人世帯です。世帯分離等で、実際は1500位と思っています。

【矢吹副会長】1500人に対して通知を出し、嫌な方は返事を下さい、面倒くさいので返事を出さない。本人の意思確認をしたというのは、1つの方法であるが、結構金額もかかりますね。

【向田会長】如何ですか、これで、この事業を認めるということで。くれぐれも個人情報に気を付けるということでよろしいですか。どうもご苦勞様でした。

それでは3件目の「災害共済給付オンライン請求システム（オンライン結合）」による独立行政法人日本スポーツ振興センターへの情報提供について、教育長からの諮問です。諮問内容と資料について説明願います。

【阿部課長】教育委員会学校教育課長の阿部です。私からご説明いたします。

まず、日本スポーツ振興センターとはどんな団体かということから説明します。日本スポーツ振興センターは、昭和61年に特殊法人として設立された「日本体育・学校保健センター」を基にしております。その後の国の合理化計画により、再編され、国民の健康増進を目的に、平成15年（2003年）10月に、日本スポーツ振興センターとして新たに設立された独立行政法人であります。

業務としては、国立競技場の運営、スポーツ振興くじ（toto）実施などのスポーツ

関連事業と学校災害共済給付制度の運営などの学校関連事業の 2 本柱の事業となり、その運営は、大部分は国からの交付金などで賄われています。

今回、審議をお願いしております学校災害共済給付制度については、学校の管理下で起こった児童生徒の怪我などの災害に対して、医療費、障害・死亡見舞金などの給付を行うことを目的とした、公的な共済給付制度であり、全国の学校で利用されております。その掛け金は 9 4 5 円ですが、行政と保護者がそれぞれ負担しており、本市では、行政 4 8 5 円、保護者 4 6 0 円です。

本市では、年間約 300 から 400 件の申請件数があります。これらの請求事務は、学校からの「災害報告書」、「医療等の状況」などの書類で請求を受け、市教委では、書類を確認し、振興センターに請求し、振興センターでは、審査を終えた件については、市教委にまとめて給付金を入れ、市教委で、各保護者に給付金を支給するという流れとなっております。

今回のシステム化は、この一連の紙、書類をもつての流れを、オンラインを使つての請求事務に変えるものでありますが、このシステムは、「独立行政法人通則法」第 29 条に基づき、文部大臣が定めた業務運営の効率化を図る中期目標のひとつとして、請求事務の省力化などを図るために導入されたものであります。オンラインを使いますので、セキュリティが課題となりますが、セキュリティについては、資料にもありますように、1. スポーツ振興センターは平成 14 年に施行された「独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律」の対象法人であり、個人情報の扱いは厳しく制限が加えられていること。2. 本システムの運営には、ID 番号と任意のパスワードの入力がないと稼働できなく、また、稼働の時点で、データは暗号化（SSL 暗号化処理）されるため、盗聴、改ざんができないこと、3. データはデータセンターのシステム専用サーバーに蓄積され、ID 装置により、常時外部からの不正侵入を監視していること、4. スポーツ振興センターのパソコンは指紋認証装置となっており、担当者しか使用できないこととなっており、また、その作業の担当者もシステム上の利用制限がされていることなどから、セキュリティ対策が万全に講じられております。現に、このシステムが稼働してから 2 年経ちますが、何ら問題が発生しておりません。また、請求事務のオンライン化は、学校での事務が簡素化され、送金事務も迅速化がされますので、保護者への支給も早まるなどの利点があります。このようなことから、オンライン請求事務システムに参加したいと考えておりますので、よろしくご審議お願いします。

【向田会長】ありがとうございます。質問を受けます。このようなシステムになると市の経費も削減されるのですか。

【阿部課長】基本的には、ほとんど変わらないと思います。学校の職員や我々職員の労力はかなり削減となります。

【向田会長】如何でしょうか。情報漏れが無いということだし、これは、必要なことだと思います。

【矢吹副会長】紙で送っていたものをオンラインにすることだけの話で、オンラインで情報漏れが無いということであればいいのではないですか。

【村上委員】事務が楽になるかなと思います。

【向田会長】この諮問に対しても認めるということでもよろしいですか。それではご苦労様でした。ここで5分間の休憩をとります。

【向田会長】それでは、4つ目の「後期高齢者医療制度」創設による北海道後期高齢者医療広域連合とのオンライン結合についての諮問と資料の説明をお願いします。

【岡林課長】市民課長の岡林です。私からは、議題4の「後期高齢者医療制度」創設による北海道後期高齢者広域連合とのオンライン結合について説明いたします。

この度の諮問につきましては、諮問書に記載してありますとおり、昨年6月に「健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、これまでの「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」へ全面改正され、平成20年4月1日から従来の医療制度から独立した「新たな医療制度」として実施されることになりました。新制度は、老人保健制度を引き継ぐこととなりますが、現行制度との大きな違いは、資料の「後期高齢者医療制度の概要」にも掲載されていますが、運営主体が市町村から都道府県単位で全市町村が加入する広域連合になること、又全体の医療費の1割を保険料として被保険者一人ひとりが負担することになることです。

北海道の広域連合は3月1日に設立しており、連合長には網走市の大場市長が就任しております。

次頁の「個人情報の利用及び提供の制限について」をご覧ください。

新制度では、広域連合が内容：(1)に記載のとおり「医療事務(被保険者の資格認定・管理・保険料の賦課、医療給付等)」を行い、市は、次の(2)に記載のとおり「保険料の徴収と窓口業務(届出・申請受付・保険証の引渡し等)」を行うこととなります。このことから、制度の適正な運営を図るため、備考欄にも記載していますが広域連合と市町村が接続する新たなシステムを開発しネットワークを通じた情報の受け渡しを行うことが必要となるものです。受け渡しを行うこととなる個人情報の項目及び所管課については、資料左側から項目ごとに記載しておりますが、情報システム及びネットワークの概要としては、広域連合がアのとおり、資格判定などを行うシステムを新規に開発し、専用の端末が市に配置されこととなります。市はイのとおり、保険料収納及び窓口事務に対応するシステムを新規開発し、住民異動情報等の連携を図るため、双方のシステム間で専用回線を利用して、情報の受け渡しを行うものです。

次に、情報の流れについてですが、資格関連情報については、市から住基及び所得関係の情報を広域連合に送り、その情報により資格判定が行われ、判定決定に基づき市から該当者に保険者証を交付することとなります。また、保険料徴収情報についてですが、保険料の徴収方法は「後期高齢者医療制度の概要」の3頁に記載のとおり、特別徴収と普通徴収に区分されます。

特別徴収は、原則として年額 18 万円以上の年金受給者を対象に、年金から保険料の天引きとなりますが、介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の 1/2 を超える場合には、普通徴収扱いとして納付書や口座振替等により市へ収めることになります。このため、普通徴収については、資格関連情報と同様に市から住基及び所得関係の情報を広域連合に送り、その情報により賦課が決定され、決定に基づき市が徴収及び収納を行い、広域連合に納めることとなります。

これらの基本的な事務の流れにつきましては、末尾にフロー図として添付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

以上、諮問 4 についての説明とさせていただきます。

【向田会長】ありがとうございました。今の説明で理解して頂きましたか。質問をどうぞ。

【村上委員】新しくなるということですから、市と広域連合とのシステムネットワークを通じた情報の受け渡しということで、システムネットワークというのは、資料 2 のフロー図で説明をお願いします。

【岡林課長】フロー図 2 の右側の L G W A N（総合行政ネットワーク）が専用のシステム。真中が市町村で、所得のシステム、保険料のシステム等を整理しまして、広域連合の方へ情報として提供します。資格等の確認事項を分析して、その結果を市に流れるようになっていきます。

【向田会長】ネットワークは稼動しているのですか。

【岡林課長】これから、広域連合議会の最終段階で 1 1 月頃までに基本的な取扱い等を決め、市町村の予算を措置しシステム開発をして、来年の秋頃にシステム稼動となる予定でおります。

【村上委員】システムネットワークが、まだ決まっていない事があるが、利用及び提供の制限に対する項目が全て必要となる訳ですか。

【岡林課長】市町村単位で行っていた事業を都道府県単位の広域連合が行うこととなるので、今まで市の内部で情報の取扱いをしていた事が、今後は、広域連合になったということで、情報の提供がなければ業務の遂行ができないことになります。

【向田会長】市ではここで提供する情報はできている訳ですね。

【岡林課長】もともと使用している情報を基準に合わせ作成したものを送信する。

【向田会長】如何でしょうか。また、ネットワークの話ですけども。

【村上委員】行ってみなければ解らない部分があると思う。基本的に以前にでたオンラインに係る間違いの仕事が結構あるので、そう言うことのないようにして頂きたいです。いくつの町が集まって広域連合になるのですか。

【向田会長】北海道全体です。

【村上委員】北海道全体が 1 つにまとまるのですか。

【岡林課長】北海道 1 8 0 の市町村全てが加入して 1 つの広域連合になります。

【酒井委員】新しい法律でこのようになるから仕方がないですね。まだ、システム等も今

後構築いく訳ですから。今後、実施している間で問題が出て来るかもしれないが、今、ここでどうこう言っても仕方がない。

【村上委員】石狩市だけ止める事にならないですね。

【酒井委員】そうすれば、石狩市単独ですることになる。法律で決まってそのように出来ないことになっている。

【向田会長】それでは、諮問について認めるということによろしいですね。では、ご苦勞様でした。

それでは、最後の5つ目、石狩市特定滞納者に対する特別措置に関する条例の施行に伴う個人情報の収集及び利用についての諮問内容と資料の説明をお願いします。

【受川部長】市民部長の受川です。説明に入ります前に課税資料の目的外使用について、当審査会への諮問が遅れたことにつきましてお詫び申し上げます。条例化の時点では、特定滞納者の認定に当たって当該サービスの利用者の申請時に、利用者の同意書をもって対応することとなっておりましたが、条例制定後、具体的な作業手順の確認の段階になりまして、ひとり親家庭医療費の給付や乳幼児医療費の給付のように、一度申請をしますと次年度より申請する必要があるということがございまして、同意書の提出を求める事務量が、当初想定よりかなり大きくなったこと、また、厳しい財政状況の中で、より事務手続きの軽減を図る必要があることから、課税資料の目的外使用したく、今回諮問したところでございます。本来であれば、課税資料を目的外使用することについて、より慎重に検討し、その可能性が生じた時点で先に当審査会に諮った後、取り進めるべきだったことを反省いたします。お詫び申し上げます。

【新井課長】納税課長の新井でございます。私から、目的、一連の事務の流れ等について、ご説明申し上げます。

今回、諮問をしております「課税資料の目的外使用」は、市税の滞納を放置することは、納税義務を履行する市民との公平感を阻害することを考慮し、納税を促進することを目的に、納税に対して著しく誠実性を欠く滞納者に対し、行政サービスの利用の制限を行うため、その決定に当たり市税の納付状況を使用するものでございます。

これまでも、「市税、あるいは市民税の滞納が無い者」といった形で、税の納付を義務付けた制度は既に相当数ありましたが、この度の取り組みは、その制限を扶助費にまで範囲を拡大することから、対象者を、単なる滞納者ではなく、納税に著しく誠実性に欠く滞納者に絞り込んだところです。

このようなサービス制限をしてまでも、収納率の向上に取り組まなければならない背景には、財政再建団体の指定が懸念される、石狩市の財政の悪化と、慢性的な収納率の低さということがあります。

ご存知と思いますが、石狩市では、財政再建団体への転落を阻止すべく、平成19年から23年の5ヵ年を期間とする、財政再建計画に取り組んでおりますが、その中で、歳出では、職員給与の削減はもとより、聖域なく見直しをしており、市民にも負担を求める

ものとなっております。

そして、歳入での取り組みの柱は、市税の収納率の向上でございます。

実施にあたっては、市税の納付について著しく誠実性を欠く滞納者を「特定滞納者」に認定し、行政サービスの利用の制限をすることとしておりますが、認定のための「石狩市特定滞納者に対する特別措置に関する条例」については、お手元に配布しました「資料 16 ページ」のとおり、平成 19 年 3 月開催の第 1 回石狩市議会定例会において、可決、制定されております。

条例の制定後、周知期間を設け、施行は本年 7 月 1 日となっております。

なお、条例化にあたっては、「石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例」に基づき、平成 18 年 12 月 20 日から平成 19 年 1 月 19 日の間、市広報、市ホームページ、i ボード等を利用し、パブリックコメントを実施しております。

また、具体の制限をすることになる、老人医療費の給付に関する条例等、5 件の条例につきましても、本年 3 月開催の第 1 回市議会定例会で、すでに改正をしております。

次に、その概要をご説明申し上げます。

今回、滞納の対象としましたのは、市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税、及び国民健康保険税の市税でございます。

制限事項の検討では、

- ・生存権に関わる事項
- ・義務教育に関わる事項
- ・雇用に関わる事項
- ・費用対効果の点で、実効性の低い事項
- ・廃止が決まっている制度などについては、除外をしております。

また、石狩市では多くの施設の管理・運営に、指定管理者制度が導入されております。

また、農協等、他の団体を経由して運用している制度もあり、これら、利用を制限するときに、個人情報保護が難しい制度についても除外をしております。

検討の結果、特定滞納者に対して利用の制限をする行政サービスは、お手元に配布しました「資料別表「特定滞納者に対する特別措置及び事業担当課」」のとおり、現時点では、

1. 老人医療費の一部給付 2. 重度心身障害者の一部給付 3. ひとり親家庭の医療費の一部給付 4. 乳幼児医療費の一部給付 5. 高齢者共同居住施設入居 6. 寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業 7. 福祉タクシー利用補助 8. 幼稚園就園奨励費交付の 8 項目についてです

なお、今後、このような市独自の制度が創設された場合には、その都度、利用の制限を設けるかどうか検討することとなります。

参考までに、既に市税等の完納を条件にしている他の制度については、「9 ページ上段」に、また、法に基づく制度で、制度に利用の制限が設けられているものについては、「同ページ下段」に示しております。

次に、特定滞納者の認定について説明申し上げます。

この行政サービスの利用の制限は、議会においても、ちょっと厳しいのではないかという意見が出されたところでもございますが、その分、慎重に対処する必要があることから、認定の手続きに当たっては、最大限、配慮をしたところでございます。

お手元の「7 ページ」フロー図をご覧くださいと思います。

1. 条例第2条の特定滞納者は、フローの左端になります。この場合、著しく誠実性を欠く者の抽出基準ですが、1 次的には徴収担当職員が、徴収時に接触面談し、観察する中で、真に生活に困窮する者か、特殊な事情があったのか、あるいは納税意識に欠ける者なのかを判断し、抽出することになります。
2. 次に、条例第4条に基づき、その方に「特定滞納者に認定されると、このような行政サービスの利用の制限を受けますよ。事情があるのでしたら弁明の機会を設けますので、弁明をお願いします。」と「予告通知」をいたします。
3. 弁明し、認められれば、フローのとおり、当然、特定滞納者にはなりません。
4. しかし、弁明が認められなかった滞納者、あるいは、弁明をしなかった滞納者は、条例第5条、更には施行規則第3条に基づき、特定滞納者審査委員会の判定会議に諮ることになります。
5. この審査委員会は、副市長を委員長として、市の事業担当部長、課長と、徴収担当部長、課長を市長が任命するほか、民生委員の方、1 名を市長が委嘱します。
6. 審査委員会で認定された滞納者は「特定滞納者」となり、行政サービスの制限を受けますし、認定されなかった方は、滞納者ではありますが、行政サービスの制限を受けるには至らないということになります
7. 一旦、特定滞納者に認定された方は、どうするとその認定が取り消されるのかありますが、完納した場合は、当然、滞納者ではありませんが、条例第6条を受けて、要綱第6条で、その要件を、滞納額の2分の1以上を一括納付するか、分割納付を5回以上継続したうえで、今後も適正な納付が期待できる場合としております。

まだ、本制度は施行前であり、具体的な作業を進めていないことから、明確には申せませんが、参考に申し上げますと、徴収担当職員の話を経ると、特定滞納者として抽出できるのは、多めに見積もっても、市税で200人と、国民保険税の滞納者は、市税の滞納者と重複する方が多いことから、プラス50人の計250人程度ということで、最終的に認定されるのは、その3分の2程度150人、納税世帯の1%未満ではないかと想定しております。

以上が、行政サービスの利用の制限と、特定滞納者の認定の流れの概要でございます。

冒頭でお詫び申し上げましたとおり、認定にあたっては、当該サービス利用者の同意書をもって課税資料を利用する方法で対応することとしておりましたが、一人親家庭等の医療費の給付や乳幼児医療費の給付のように、1度申請すると毎年申請をする必要の無い制度があることや、「諮問書の別表」にも記載しておりますが、対象者数が多いことから、

事務手続きの軽減を図る必要があり、課税資料の目的外使用をしたく、今回、諮問したところでございます。

今回、諮問しております市税の課税情報を使用するのは、この特別措置の庶務を担当する納税課が、特定滞納者審査委員会に対して提出する認定予定者名簿作成時と、審査委員会での使用するときの2回でございます。

認定された特定滞納者名簿は納税課で管理しますが、行政サービス利用の制限の決定にあたっては、事業担当課から提出されたサービス利用対象者名簿の照合を納税課において行い、その回答に基づき、事業担当課において、行政サービスの利用の制限を決定することとなります。なお、各サービスの、5月1日時点の対象者数、福祉タクシー利用補助と、寝たきり高齢者のおむつ事業につきましては、前年度の実績となりますが、「諮問書の裏の別表」に記載のとおりでございます。この、行政サービスの利用の制限による財政効果は、財政再建計画の中で、歳入面では5年間で7千万円の増収を見込んでおりますが、歳出での事業費の削減は見込んでおらず、あくまでも収納率の向上を目的としております。

この取り組みにより、滞納者に対し市の姿勢を強く示すことで、税に対する信頼の回復を図るとともに、収納率の向上に努めたいと考えます。

以上が、行政サービス利用の制限の概要と、一連の事務の流れでございます。

【向田会長】ありがとうございました。これまでの案件は全て第10条の目的外利用の話とオンライン結合ということで第11条第2項の部分。この案件については、第8条第3項第7号で、第8条の収集の制限、第3項「収集する時は本人から収集しなければならない、ただし次の各号に該当するときは、この限りでない」、第7号「審査会の意見を聴いた上で本人以外のものから収集することに相当の理由があると認めて収集するとき」、今の説明のとおり、本人から収集するということは考えているが不可能だということで、ここに上がってきた案件でございます。どうぞ質問等ございましたらご自由に。

【酒井委員】滞納者と見込まれるのは250人と言っていますが、その中で該当する方はいるんですか。

【受川部長】250人の3分の2程度は可能性があると思います。

【矢吹副会長】250人いて、指定を受けるのが150人位、指定を受けた150人は年を老いていない、子供もいないということで、削っていくと、どれも制限を受けない。制限の規制があっても全く影響を受けないという人もいる。

【酒井委員】特定滞納者として250人位指定されるんじゃないですか。その中に今回の特別措置にあてはまる人は何人位いるのですか。特例措置にあてはまる人達からいくと、あまり納税の関係のない人達が多い。納税があってもあまり高額の人達ではないんじゃないか。この給付を受けられないということの方が問題のような気がする。

【受川部長】非常に過酷ではないかと先の議会で言われる方もいるんですが、市としては、財政再建という部分で歳入の確保に向けて市民に理解をしてもらう。

【酒井委員】法律だから作ったのはいいが、給付をなくするぞと、見せしめのためにやるだけならいいんだけど。

【矢吹副会長】該当する人が少なかったり、或いは、該当者の税額が少ないなど、あまり効果がない。一般的に考えると、悪質で著しく信義に反するような滞納者は収入が有るけど払わない。そういう人に対する効果がない。やった結果、制限を発動できなく作った制度が効果なしとならないか、逆の心配もあります。

【村上委員】特定滞納者審査会が認定するのですね。老人医療費の給付等を先ほど%で単純に計算すると、2から3人、5から6人で、そのような認識で特別措置を行うと考えているのですか。

【受川部長】その可能性はあります。

【村上委員】基本的人権で、生活をして行く保障の部分から特定滞納者は、審査会の中で、生活困窮者で納税できないということで省かれるのですか。

【受川部長】そういう方を省くために、徴収職員が滞納状況や対応過程等を記録して審査会に諮っていきます。

【村上委員】困窮者が特定滞納者でないとすれば、ある程度、税収を上げるためだけというのは、非常にこれでいいのか疑念を持ちます。特定滞納者をきちんと認定されていれば、ある程度このようなことも止む終えないと基本的な考えではあります。課税の状況を使用したいとのことですね。基本で線引きされているのであれば、税金の状況に応じて、特例措置に使用してもいいのではないかと思います。資料の説明をして頂いたんですが、資料を見ても非常に解りにくい部分があって、これを良いとか悪いとかいうには、非常に理解をしていない部分がある。数字の問題とか税収を上げるとかの観点ばかりで進んで行くのではなく、ケースバイケースのようなことで、ある程度の特別措置の特別措置が有ってもいいのではないかと思います。

【酒井委員】情報公開（及び個人情報保護）の部分でいけば特に問題はないと思います。

【向田会長】それでは、これで本件の諮問「個人情報の収集及び利用」については、審査会では認めるということで、よろしいですか。ご苦労様でした。

それでは、次に報告事項を事務局よりお願いします。

【椿原課長】それでは、私から「平成18年度における情報公開・個人情報保護制度の実施状況」について報告いたします。

平成18年度におきまして、情報公開制度による公文書開示状況は14件でした。決定内容の内訳としては、全部開示が11件、不存在が3件となっております。

次に、個人情報保護制度による公文書開示状況は2件となっております。決定内容の内訳としては1件が全部開示、もう1件が一部開示となっております。整理番号2の一部開示ですが、土地調査立会図について文書不存在であったことが一部開示の理由となっております。以上です。

【向田会長】その他事務局で何かありますか。

【椿原課長】 次回の審査会の予定は、今のところございません。

それと皆様の本審査会における任期についてなのですが、審査会委員の任期が平成20年3月31日までとなっていることから、年内に新委員を選出しなければなりません。そこで、現委員の方々に継続して委員を受けて頂けるかどうか、承諾依頼を所属長様及び各委員様あてに通知いたしますので、承諾頂ける場合は、承諾書の提出をお願いします。承諾を頂いた後、石狩市情報公開・個人情報保護審査会条例の規定に基づき、議会の同意を得た後に委嘱いたします。任期につきましては平成20年4月1日から平成23年3月31日までとなります。

よろしくお願いいたします。

【村上委員】 これは、返事が必要なのですか。いつ頃までですか。

【椿原課長】 まだ、期間はありますので後日連絡いたします。

【向田会長】 それでは、答申いたします。

平成19年6月5日

石狩市長 田 岡 克 介 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 向 田 直 範

平成19年6月5日付石行管第23号をもって諮問のありました、「石狩市職員の懲戒処分等の公表に関する基準」の制定について審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。

平成19年6月5日

石狩市長 田 岡 克 介 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 向 田 直 範

平成19年6月5日付石福正第253号をもって諮問のありました、消防行政等住民サービスを目的とする個人情報提供内容の追加について審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。

平成19年6月5日

石狩市長 田 岡 克 介 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 向 田 直 範

平成19年6月5日付石市民第153号をもって諮問のありました、「後期高齢者医療制度」創設による北海道後期高齢者医療広域連合とのオンライン結合について審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。

平成19年6月5日

石狩市長 田 岡 克 介 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 向 田 直 範

平成19年6月5日付石納税第105号をもって諮問のありました、石狩市特定滞納者に対する特別措置に関する条例の施行に伴う個人情報の収集及び利用について審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。

平成19年6月5日

石狩市教育長 四 宮 克 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 向 田 直 範

平成19年6月5日付石教学第187号をもって諮問のありました、「災害共済給付オンライン請求（オンライン結合）」による独立行政法人スポーツ振興センターへの情報提供について審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。

【向田会長】 それでは、審査会を終了いたします。本日はご苦勞様でした。